

理事会運営規則

第1条 (運営原則)

理事会運営は、法令上の定め及び定款によるほか、本規定の定めるところによる

第2条 (理事会への参加者)

理事会の最終的な議決は理事によることとなるが、理事会の場には、定款に定められた理事のほか、監事は常時参加し、意見を述べるができることとする。また、企業への普及啓発や事業実施等の具体的活動に関わる会員は、理事長の求めに応じて理事会の場に出席し、意見を述べるができることとする。

第3条 (理事会の開催回数)

定款に定めのある理事会とあわせ、年間3回程度を目途に開催し、十分な審議を行うよう努める。

第4条 (審議事項)

理事は定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行するほか、

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

について議決する事となっている。

この具体的審議事項は次の項目とする。なお、これらの事項については、必要に応じ、理事長の判断により電子メールその他の方法で理事の合意を得ることができる。

- イ、 定款により総会に付議すべき事項とされている事項
- ロ、 「理事会運営規則」及び「事務局の組織運営及び会計に関する規則」の制定、改廃
- ハ、 この法人が行う次の重要事項
 - ・ 森林の育成・保全事業の支援対象経営体及び対象森林の選定及び支援期間等の主な内容
 - ・ 支援経営体別の年間支援額の上限設定
 - ・ 事業計画及び収支予算の執行にかかる上記に準じる重要事項
- ニ、 この法人が行う次の契約
 - ・ 森林の育成・保全事業の支援対象経営体との契約締結の承認
 - ・ 市町村長との覚書等上記に関連する一切の契約、覚書締結の承認
 - ・ 事務用品購入、印刷契約等の事務運営に関する契約で1件当りの金額が百万円を超えるものの承認。
- ホ、 定款で理事長が行うこととされている事務局長及び事務局員の任免の審議

第5条 (支援対象経営体及び対象森林の選定)

第 4 条に定める「支援対象経営体及び対象森林の選定」は、次の考え方に基づき審議・決定する。なお、当面は採択を希望する経営体の中から個別に選定するが、将来は公募した上で選定するよう努める。

1、 公共性や公益性の高い森林であること

保安林、自然公園、鳥獣保護区など法令により、森林機能を高めることが求められている森林

集落の水源林として活用されている森林

森林浴やボランティア活動等で地域社会に貢献している森林

野生動植物の生息環境として重要な森林

その他地域の環境保全に寄与している森林

2、 森林整備に緊急性があること

永年にわたって手入れがなされず、特に機能が低下している森林
公共性や公益性の改善が緊急に求められている森林

今後、資金不足その他の理由で施業を実施することが困難な者の
所有森林

3、 地方公共団体等の公的資金による経営森林以外で次に該当する森林
であること

公共性や公益性を高める目的で所有されている森林

財産区有林など地域の多数の者が所有する森林

森林ボランティアの参加など地域社会と連携している森林

市町村長からの支援要請がある森林

4、 資金提供者等と森林所有者の協調が図れること

森林所有者と契約関係の合意形成がなされる見込みがあること

N P O 法人の役員、事務局職員その他関係者との間で、資料
提供、現地案内、関係帳簿や事業契約書の閲覧・提供などに
十分な協力関係が構築できること

地域社会、支援資金提供者等の要望がある場合、森林所有者は
看板やあずまや等の施設設置、下草・山菜の採取、間伐等の
体験林業、森林浴等の利用を無償提供できること

収穫した木材について、資金提供者の要望がある場合、適正な価
格で優先的に売却できること

5、 資金提供者等と地域関係者の協調が図れること

地元市町村、森林組合等の地域の関係者から協力が得られこと

地域の造林事業実行者が確保できる見込みがあること

対象森林が係争関係にないこと

森林の管理経営のために必要な林道、作業道等の開設や境界整備
がなされていること

6、 その他

以上を総合的に見て定款に定められた目的を達成する可能性が高いこと

付則：本規則は理事会及び総会の承認に基づき、平成 18 年 4 月 10 日から

これを実施する。